○国土交通省告示第八百七十二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

三ヤ中「第五十九号二番地一」を「二丁目五百五番地」に改める。

○国土交通省告示第八百七十三号

平成二十一年国土交通省告示第九百七十八号及び平成二十二年国土交通省告示第千四百七十五号で告示した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第八百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南の沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区南沢

一九〇七番一

一九〇七番一番一

一九〇七番一地先道路敷

一八八一番一八

一八八一番二〇

一八八一番一

一八八一番一一

一八八一番九

一八八一番一九

一八八一番八

一八九五番二

一八八一番一〇

一号から五号まで及び三十九号並びに四十号

六号及び三十七号並びに三十八号

七号及び十六号

八号及び十四号並びに十五号

九号から十三号まで及び三十五号並びに三十六号

十七号及び三十三号並びに三十四号

十八号及び二十六号から三十号まで

十九号及び二十号

二十一号

二十二号から二十五号まで

三十一号及び三十二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十七年建設省告示第千四百五十七号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

北海道札幌市南区中ノ沢

一八一二番一二六

一号から九号まで

北海道札幌市南区南沢

一八一二番三四四

十号から十五号まで

一八一二番一五二七

十六号

一八一二番一五二八

十七号から二十一号まで

○観光庁告示第十七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、トップツアー株式会社（登録研修機関第十一号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

観光庁長官　久保　成人

一　代表者の氏名の変更

変更前	石川　邦大
変更後	坂巻　伸昭

二　変更の年月日　平成二十五年八月三十日

○防衛省告示第百八十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年九月二十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年九月三十日（予備、十月一日及び同月二日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年九月二十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年十月七日から同月十二日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻、航空機五機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年九月二十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年十月七日から同月十二日までの間、毎日〇五三〇から二一〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦八隻、航空機五機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年九月二十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年十月十日（予備、同月十一日）の〇五三〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年九月二十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年十月九日及び同月十日（予備、同月十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。